

「県立大学の法人化について」 概要版

基本的な考え方

県立大学が果たすべき使命等（県立大学のあり方検討会報告書（平成15年3月）より）

- ・ **人づくりの中核としてより高度な教育と知の創造へ貢献する研究を実践**
医療や情報、福祉など、それぞれの分野で地域を担う人材の育成
国際的な競争環境に勝ち抜くための研究のレベルの向上
- ・ **くらしと産業を支える拠点として地域に貢献**
地域医療等との連携強化と産学官連携への積極的な取り組み
生涯学習や初等中等教育等に対する積極的な支援
- ・ **厳しい競争環境を勝ち抜く力強い運営**
急速に進みゆく大学改革の動きにも対応できる運営システムの構築
より効率的で透明性がある力強い組織編成・運営の推進

グローバルな視点

- ・ 世界的な競争環境 等

大学改革の推進

- ・ **教育研究の高度化**
- ・ **個性豊かな大学づくり**
- ・ **大学運営の活性化**

行政改革の視点

- ・ 運営の効率性の向上 等

使命等の実現と改革を推進する基盤としての法人化

・ 法人化検討の視点

- 大学の自主性・自律性を尊重し運営上の裁量を拡大していくこと
- 県民や地域社会の意見を大学の運営に適切に反映させること
- 積極的な情報公開により大学運営の実態や教育研究の実績に関する透明性を確保していくこと
- 第三者機関の公正な評価等により大学のあり方に関する検証が恒常的に行われること

県立大学における主な課題と法人化後の姿（課題とその解決）

1. 組織・業務

- （課題1）責任者がリーダーシップを発揮できる組織体制の確立と、重要事項に関する、より透明性の高い、迅速な意思決定の仕組みの構築
法人化後 法人の責任者である「理事長」と、「副理事長」、「理事」、「監事」の適切な責任分担と、経営審議機関と教育研究審議機関の設置などにより、組織体制の確立と意思決定の仕組みの構築が図られる。
- （課題2）教育、研究、運営等の適切な機能の分割・役割分担による組織力の強化と、教員と事務職員の連携強化・役割分担による教職員の専門性の向上
法人化後 経営審議機関と教育研究審議機関の設置と、事務職員等からの役員への登用や、事務職員と教員という区分にとらわれない職種の設定等により、機能分担と教職員の専門性の向上が図られる。
- （課題3）学外者や専門家の参画などによる幅広い視野からの大学運営
法人化後 役員、事務系の組織への学外者や専門家の登用と、地方独立行政法人評価委員会の設置等により、幅広い視野からの大学運営が推進される。

法人化を進める際の課題

- ・各審議機関と教授会等との機能分担。学長選出方法（手続）。
- ・地方独立行政法人評価委員会の組織のあり方とメンバー構成。 など

2. 人事制度

- （課題1）機動的・弾力的な教職員採用・人員配置の実現及び大学管理にあたる職員の専門能力の向上
法人化後 教職員の任免権は理事長（学長）が持つとともに、教職員の身分は非公務員となることから、機動的・弾力的な教職員採用等が促進される。
- （課題2）兼職・兼業の規制緩和及びフレックスタイム制など多様な勤務形態の導入による教職員の多彩な活動の推進
法人化後 教職員の身分の非公務員化により、兼業規制等の緩和と職務の特殊性に配慮した多様な勤務形態と弾力的な勤務時間管理が可能となる。
- （課題3）教職員の業績等を適切に評価するシステム及びインセンティブの付与につながる業績給与制度の構築

法人化後 県の報酬、給与体系にとらわれずに、法人として独自に報酬や給与基準をつくるのが可能となる。

法人化を進める際の課題

- ・教職員が非公務員となることともなう就業規則・福利厚生制度等の整備。
- ・独自に専門職員を採用・育成していく方策。 など

3 . 目標・評価

(課題1) 目標・計画設定による取り組むべき事項の明確化

法人化後 設立団体の長が、教育研究の特性に配慮しながら中期目標を定め、公立大学法人は中期目標に基づき中期計画を立てることとなるため、取り組むべき事項の明確化が推進される。

(課題2) 大学が持つ教育研究の使命等に則した評価システムの構築とその評価による教育研究の質の向上と大学運営の改善

法人化後 地方独立行政法人評価委員会が業務実績について客観的に評価し、法人の使命達成に資するため業務運営の改善その他の勧告を行うという、第三者評価の仕組みが導入され、教育研究の質の向上と大学運営の改善が図られる。

(課題3) 大学運営に係る情報公開等による説明責任の確保

法人化後 中期目標・中期計画・年度計画、評価結果の公表や財務諸表等の公告が義務付けられ、説明責任が確保される。

法人化を進める際の課題

- ・中期目標・中期計画・年度計画の具体的な立案内容。
- ・評価の客観性を担保するための、評価基準・評価方法の構築。 など

4 . 財務会計制度

(課題1) より効率的で柔軟な経費の執行

法人化後 用途を特定しない、「渡しきり」の交付金により、弾力的、効率的、かつ迅速な経費の執行が可能になる。

(課題2) コスト感覚の醸成と経営上の課題分析が可能となる仕組みの構築

法人化後 企業会計原則の導入と財務諸表の作成等により、適正かつ効率的な業務運営が期待される。

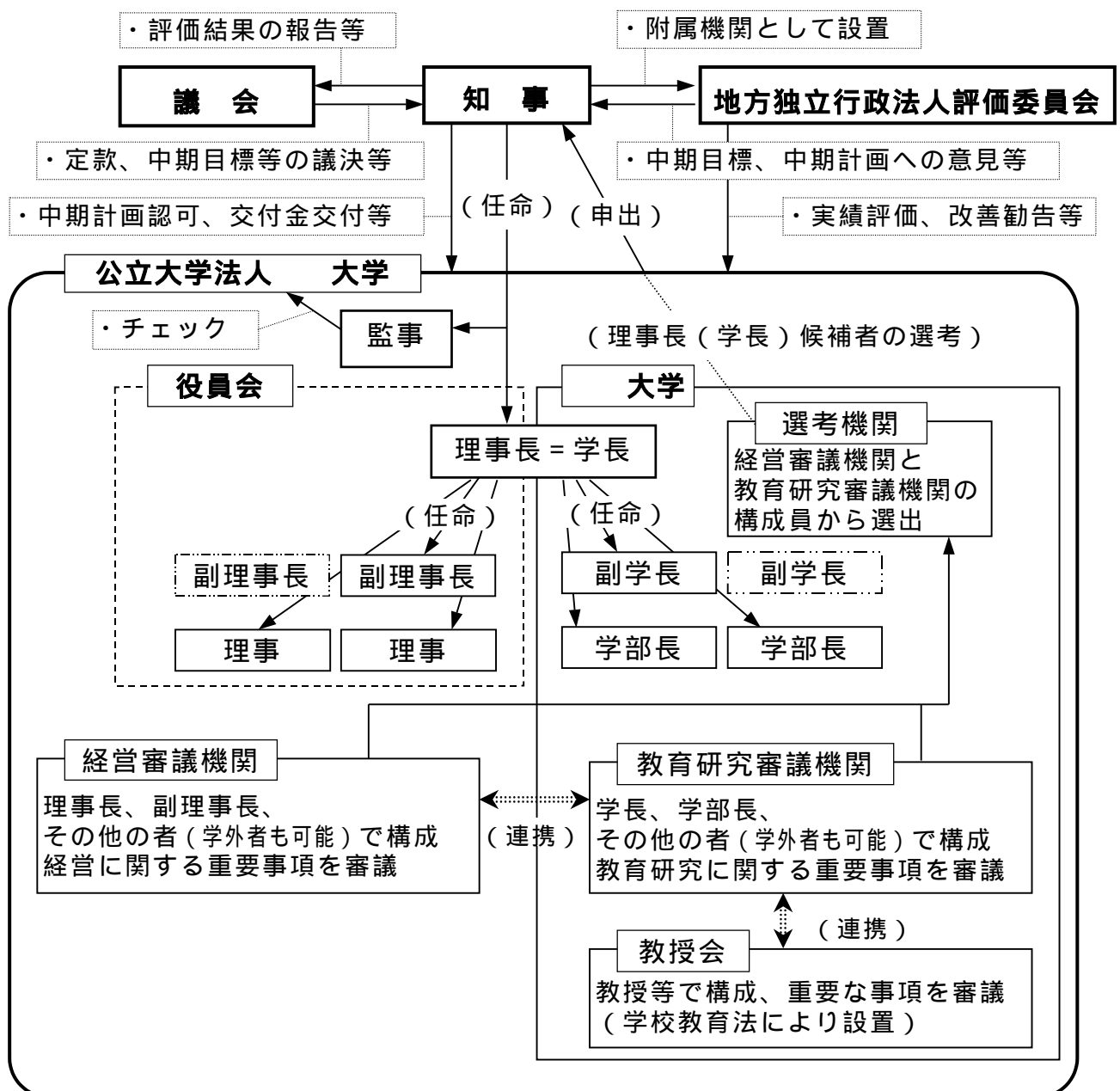
(課題3) 財務状況に関する適切な情報公開

法人化後 企業会計原則の導入と財務諸表の公表等により、財務状況に関する透明性が確保される。

法人化を進める際の課題

- ・ 運営費交付金等の算定ルールの方策。
- ・ 企業会計原則に対応した会計システムの構築。 など

法人化後の運営組織 (1法人1大学で理事長が学長となる場合)



法人化による効果

組織・業務

- ◇経営・教学の責任と権限の明確化。リーダーシップが発揮できる組織体制の確立。
- ◇役員会、審議機関等と教授会の機能分担による、より透明性の高い、迅速な意思決定。
- ◇「目標 計画 評価 業務運営への反映」の流れが確立。
- ◇学外者の登用によって、幅広い視野から大学を運営。

各県立大学で期待されること

| | |
|-----|-----------------------------|
| 共 通 | 各大学における大学改革を推進する基盤の整備が図られる。 |
|-----|-----------------------------|

人事制度

- ◇機動的・弾力的な組織編成と、人的資源の有効活用が可能な体制整備。
- ◇兼職・兼業の規制緩和及び勤務形態・勤務時間管理の弾力化。
- ◇教職員の連携協力による、専門職能集団としての機能の発揮。
- ◇独自に報酬・給与の基準を策定。

各県立大学で期待されること

| | |
|------|---|
| 医科大学 | 教育研究、診療等の様々な部門において、円滑な人員配置が可能となる。 |
| | 地域の医療・看護のニーズに、より一層応えうる柔軟な勤務形態が可能になる。 |
| 会津大学 | 先端的研究に対応できる教育研究体制を、柔軟に構築できる。 |
| | 産学官連携、高大連携などの様々な地域貢献活動が円滑に行えるようになる。 |
| 共 通 | 法人会計、法務、知的所有権管理等の様々な分野において、法人職員としての専門性が発揮される。 |
| | 教職員の意識改革、勤務意欲の向上につながるとともに、優秀な研究者等の採用が可能になる。 |

目標・評価

- ◇明確な目標・計画の設定による、知の創造拠点としての大学の役割の明確化と学生にとって魅力ある大学づくりの推進。
- ◇中期にわたる共同研究環境の実現。
- ◇第三者評価による教育研究の質の向上と、競争的環境の醸成。
- ◇目標、評価結果等の情報公開による説明責任の確保。

各県立大学で期待されること

| | |
|------|--|
| 医科大学 | 大学の教育、研究、診療の方向性を打ち出すことで、医療・保健・福祉に関する教育・研究等において、厳しい競争環境に勝ち抜く力をより一層強化することができることも |
|------|--|

目標・評価

| | |
|---------------|---|
| 医科大学 | に、本県の医療水準の向上と県民の健康増進に寄与できる。中期的な視点に立って、医療技術等の産学共同研究などを推進することができる。 |
| | 医療人を教育・育成し、同時に医療に関する研究機関として質的向上を図ることができる。 |
| 会津大学 | 大学の教育研究活動等の方向性をアピールすることで、学術研究活動等において、国内外の大学と競合する力をより一層強化することができる。また、同時に、新規産業創出等更なる地域貢献が期待できる。 |
| | 中期的な目標等が明確になることにより、教員の教育研究活動等の活性化が図られ、県内外等の共同研究・受託研究、地域と連携した生涯学習や初等中等教育等を一層推進することができる。 |
| | コンピュータ科学者・技術者の養成機関として質的向上を図ることができる。 |
| 会津大学 短期大学部 | 目標・計画への明確な位置付けにより、より一層、スキルアップやリカレントなど多種多様なニーズに応じた生涯学習機会を提供することができる。 |
| | 少人数制による短期大学教育機関としての質的向上、及び中堅技能者（栄養士、保育士、デザイナー、コンピュータプログラマーなど）の養成機関としての質的向上を図ることができる。 |
| 共 通 | 大学の教育研究等についての適切な情報を公開することにより、大学運営の透明性が確保されるとともに、県民から理解を得るための説明責任を果たすことができる。 |

財務会計制度

- ◇ 用途が制限されない運営費交付金による、効率的な経費の執行。
- ◇ 大学運営に経営的な感覚を導入。
- ◇ 企業会計原則の導入による効率化と説明責任の向上。
- ◇ 設立団体による継続的な支援と責任の確保。

各県立大学で期待されること

| | |
|------|--|
| 医科大学 | 医学部附属病院の経営改善への取組みが推進される。 |
| 会津大学 | 教員の意識改革を促し、外部資金の積極的な獲得が図られる。 |
| | 民間企業との共同研究等による実績などの情報公開とあいまって大学に対する評価と信用が高まり、民間等からの外部資金の申し入れが促進することが考えられる。 |
| 共 通 | 中期的な教育・研究活動にも柔軟な対応が可能となる。 |
| | 県が設立する法人としての公的な活動が保障される。 |

県立大学の法人化について

各県立大学は、少子化や学生ニーズの多様化、産学官連携の強化への要請等を背景とした大学間競争が激しさを増していく環境の中で生き残るため、教育研究活動を活性化し、能力・個性を最大限に発揮することを目指す時代の急速な変化を先取りした「大学改革」を積極的に推進をしていかななくてはならない。そのような中で、医療・看護職者の育成、地域医療・保健・福祉への協力・支援、コンピュータ科学者・技術者の育成、栄養士・保育士等の技能者の育成など、各県立大学に寄せられる県民の大きな期待に応え、地域との関わりの中で積極的な大学改革を行っていくためには、県の機関としての制約がはずれ自律的な大学運営が可能となる地方独立行政法人制度の導入が有効であると考えられる。

法人化を進めるに当たっては、教育研究に取り組む「大学」としての共通点も多い国立大学の法人化について検証するとともに、法人化の具体的な作業に際しては設置者と大学がさらに議論を深めて緊密な意思疎通を図ることが必要であり、その上で福島県にふさわしい県立大学の法人化について速やかに推進をしていくべきである。

また、県立大学が取り組むべき組織の再構築や各種の規制緩和等といった大学改革の中には、現行制度においても取組みが可能であるものも含まれるが、法人制度においては中期目標や中期計画の策定等が義務づけられるなど、法人化した場合の方が制度的に改革の実効性が担保されることになるとともに、法人化を契機とした総合的・効果的な大学改革の推進についても期待される場所である。

なお、法人化で期待される効果が十分に発揮されるためには、法人の設置団体である県は、制度運用面での大学の自主性・自律性への配慮と、大学に対する効果的で十分な支援をしていくこと、大学は自立に伴う責任にどう応えていくか、自らを律するルールや体制づくりが必要となることを忘れてはならない。